

令和 5（2023）年度事業計画（決定版）

1、事業実施の方針～コロナ禍からの回帰、そして協会員と社会のために

新型コロナウイルス感染症により、過去 3 年間は専らオンラインによる事業となっていた。しかし今年度、感染症法上の分類が 2 類から 5 類となり、社会経済活動は日常を取り戻しつつある。本会の活動も基本的感染対策を講じながら、通常に戻していきたい。

そして昨今の精神障害者に掛かる状況は、雇用など年々実績を上げている面もあれば、人権的な視点では課題も多い。精神医療の長期入院や身体拘束の問題に限らず、次々に設立される障害福祉サービス事業においても、その支援の質は担保されているだろうか。疾患と障害を併せ持ち、その支援には医療と福祉、そして何より障害者の権利に関する知見を要する精神障害者支援について、さらなる啓発が必要なのではないだろうか。

当協会は会員の支援や事業の向上のためだけでなく、この状況に寄与することを目指して事業を行っていきたい。

2、総会

定款第 23 条に則り通常総会及び臨時総会を（対面にて）開催する。

（定款第 24 条 3、第 27 条 3）

3、役員会

年 8 回程度、理事及び監事による役員会を開催し、会務の執行を管理する。

対面のみでなく、オンラインも活用して開催する。

4、部会（就労支援、居住支援、生活支援）

居住部会は活動を再開する。

就労部会と生活支援部会においては部会長不在につき活動休止中。

5、オンライン・ミーティング（年 7 回、適宜）

会員同士のオンライン・ミーティングを開催する。

コミュニケーションの機会を増やし、会員相互のつながりの強化を目指す。

6、各事業

事業①『障害者に関連する法律に関する情報の収集及び発信事業』

協会ホームページを活用し障害福祉関連情報の収集及び共有を図る。

事業②『精神障害者の福祉事業経営に関する研修事業』

管理者研修を実施する。（7 月）

事業③『関係職員の研修事業』

1）全体研修会を実施する。（6 月）

2) 職員研修会を実施する。(9月)

担当：事務局

内容：精神障害を持つ方々の生活と意思を知り、支援を考える研修会

3) オンライン・ミーティングの開催

協会事業についての話し合いや情報共有、施設見学などをオンラインにて行う。

5月、6月、7月、10月、12月、2月、3月、Zoomにて

事業④『精神障害者福祉情報の共有に関する自治体等関係機関との連絡調整事業』

県障害福祉課と意見交換会を行う。

事業⑤『障害者福祉全体の向上を目的とした事業』

- 1) 広く県民に向け精神障害や関連領域の課題や現状を紹介することにより、障害者福祉に対する関心を高め、偏見を少なくし、暮らしやすい地域社会となることを目指す。
- 2) 職員研修会を関係団体に広く周知し参加者を募ることで、精神障害者支援の啓発を図る。

7、その他

1) 社会活動

①とちぎセルフセンター役員

理事（渡辺こずえ）、事業推進部会（小倉文男）、調査研究・研修部会（渡辺こずえ）

②栃木県災害福祉広域支援協議会

…基本協定に基づき協議会委員を派遣し、委員を派遣し協力する。(委員：小池秀明)

2) 被災会員事業所への支援体制の整備

地震や風水害に際しては、協会の被害状況の把握を行い県に連絡するとともに、協会内での支援を検討する。今年度内に被災状況の把握のための様式を整備し、その活用法や初動体制を検討する。(昨年度からの継続)

3) 他の事業協会等との連絡・連携

4) その他事業と支援の向上に資する事業